

2026年8月6日

株主各位

第20回定時株主総会招集ご通知に際しての
電子提供措置事項

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類
「連結注記表」
- 計算書類
「個別注記表」

第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
ログリー株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2025年3月19日に決議した「内部統制システム構築に関する基本方針」に則り、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、今後も当該体制を継続することを決定しております。また同時に、適宜整備運用状況の評価・見直しを行い、実効性のある内部統制システムとなるよう、努めてまいります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの取締役及び使用人は、社会の一員として「ログリー行動規範」に則した行動を行い、健全な企業経営に努めるものとする。
- ・当社グループの取締役は、当社の取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に当社の取締役会に報告するものとする。
- ・当社グループの取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は定められた規程に従い、業務を執行するものとする。
- ・当社の内部統制責任者（担当取締役）は、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款の問題の有無を調査し、業務執行会を通じて業務執行取締役及び監査等委員に報告する。当社の取締役は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ・当社の監査等委員は、法令が定める権限を行使し、業務執行取締役の職務の遂行を監査、監督する。
- ・定期的を実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、当社グループのコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に速やかに報告する体制を構築するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社グループの取締役会議事録、稟議や決裁事項など執行にかかる文書及び電磁的記録を社内規程に従い適切に保存し、管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の取締役は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めるものとする。また、外部機関を活用した与信管理や、外部の総合法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めるものとする。
- ・当社の業務執行取締役は、「リスク管理規程」に基づき、必要に応じてリスクの洗い直しを行うとともに、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための指導や、社内教育等を通じてその周知徹底を図ること等によりリスク管理体制を確立する。
- ・定期的を実施する内部監査では、「リスク管理規程」に準拠して、定期的なリスクの洗い直しを行うとともに、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための指導や、社内教育等を通じてその周知徹底を図ること等によりリスク管理体制を確立する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社グループの経営の基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
- ・定時取締役会を月に一度開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催するものとし、迅速な意思決定を行うため、経営及び業務執行に関する重要事項の共有を行う機関として業務執行会を設置するものとする。
- ・取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行うものとする。
- ・日常の職務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築するものとする。

⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社子会社の業務執行の状況については、定期的に当社の取締役会において報告されるものとする。
- ・当社子会社を担当する業務執行取締役は、随時当社子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。

- ⑥ 当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- ・財務報告について内部統制が有効に行われるよう社内規程等必要かつ適正な体制の構築・維持・向上を図るとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととする。その人事については、事前に監査等委員会の同意を得るなど、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保すると共に、当該使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮・命令に服するものとする。なお、補助すべき取締役は置かないものとする。
- ⑧ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、取締役会、業務執行会、その他社内での重要な会議において決定された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。
 - ・当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告するものとする。
 - ・前二号の説明又は報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを禁止するとともに、その旨を当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して周知徹底するものとする。また、報告を受けた監査等委員会は、報告者の氏名及び情報等を秘匿するものとする。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員が職務の執行において、費用の請求をした時は、その費用等が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理するものとする。

- ⑩ 監査等委員会の監査・監督が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員会は、内部統制責任者（担当取締役）を通じて、必要な情報を収集するとともに、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査担当部門との定期的な会合を通じて情報意見交換を行い、監査・監督の効率性及び実効性を確保するものとする。
- ⑪ 当社グループの反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関わりを禁止することを基本方針として周知徹底するとともに、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社グループは、上記の取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」に従い、業務の適正を確保するための体制を運用しております。また、当社の社内規程、定款、法令及び社会規範の遵守を徹底するため、取締役及び使用人への意識の浸透を図っております。

内部監査については、内部監査責任者が年間の内部監査計画に基づき監査を実施しております。

監査等委員会に対しては、監査等委員が取締役会やその他重要な会議へ出席する機会を確保し、監査等委員会の要請に応じ速やかに情報提供をするなど、監査・監督が実効的に行われる環境を整備しております。また同時に、内部監査担当、監査等委員会、会計監査人の三者間による連携が密にとれるような関係の構築を支援しております。

連結注記表

連結計算書類の訂正について

当社は、個別計算書類に含まれる受取配当金及び関係会社株式に関する会計処理に誤りが存在することが、令和8年5月26日の連結計算書類の取締役会承認後に判明しましたが、当該訂正による連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書への影響はありません。なお、関連する連結貸借対照表に関する注記のうち担保に提供している資産の金額に誤りが存在していたため、連結注記表を改めて作成いたしました。また、重要な後発事象に関する注記も更新しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数

2社

・主要な連結子会社の名称

moto株式会社、株式会社EGG
- (2) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しており
ます。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

建物および建物附属設備については、定額法、その他は定率法によっ
ております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

10年

工具、器具及び備品

4年～15年
- ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に
より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討
し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に
負担する金額を計上しております。

- ④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。
- イ. 広告配信サービス

主に広告配信時に履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。
- ロ. 広告関連サービス、その他サービス

データ等の納品物を提供するサービスについては顧客に納品した時点で、履行義務を充足したものと判断し収益を認識しております。また、ライセンスの提供を行うサービスについては、提供期間に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。
3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	59,649千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算定方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの見積額の総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。減損の兆候には、継続的な営業赤字、経営環境の著しい悪化、事業計画との乖離が含まれます。

当連結会計年度においては、営業活動から生じる損益及びキャッシュ・フローが継続してプラスであるものの、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと実際のキャッシュ・フローに乖離があるため、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回っているため、減損損失の計上は不要と判断しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

のれんの評価における重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定は、株式会社EGGのSNSマーケティング領域での事業拡大による収益額などであります。

(3)翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りの前提とした主要な仮定に変更が生じた場合には、減損損失の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- ① 担保に供している資産
- | | |
|--------|----------|
| 関係会社株式 | 37,325千円 |
| 計 | 37,325千円 |
- (注) 関係会社株式については連結計算書類上、相殺消去されております。
- ② 担保に係る債務
- | | |
|-------|---------|
| 長期借入金 | 7,000千円 |
| 計 | 7,000千円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額
- 11,385千円
- なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

6. 連結損益計算書に関する注記

- 減損損失
- (1) 減損損失を認識した資産グループの概要
- | 用途 | 種類 | 場所 |
|-------|-----------|--------|
| 事業用資産 | 工具、器具及び備品 | 東京都渋谷区 |
| 事業用資産 | 長期前払費用 | 東京都渋谷区 |
- (2) 減損損失を認識した経緯
- 将来キャッシュフローを見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。
- (3)減損損失の金額
- | | |
|-----------|----------|
| 工具、器具及び備品 | 1,206千円 |
| 長期前払費用 | 41,341千円 |
| 合計 | 42,548千円 |

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- 普通株式
- 3,803,000株
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- 普通株式
- 90,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金に限定しております。設備投資等の理由により長期的な資金が必要となる際には、資金計画等を十分に検討し、主に銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、上場株式と非上場株式であり、上場株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後1年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、事業部が取引の信用情報を管理するとともに、財務経理規程に基づき経営企画部にて取引先ごとに残高を管理し、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

(イ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、適時に資金計画を作成・更新することにより、流動リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表に含めておりません。（（注2）を参照ください。）

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投 資 有 価 証 券	17,800	17,800	－
資 産 計	17,800	17,800	－

(注1) 金融資産の時価の算定方法に関する事項
現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	10,253
投資事業組合への出資	68,594

(注3) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2024年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注4) 投資事業組合への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	17,800	－	－	17,800
資産計	17,800	－	－	17,800

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要なサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
広告配信サービス	805,408
広告関連サービス	565,237
その他	53,228
顧客との契約から生じる収益	1,423,872
その他の収益	－
外部顧客への売上高	1,423,872

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	149,994千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	215,691千円
契約負債（期首残高）	99,963千円
契約負債（期末残高）	86,110千円

契約負債は、サービスにかかる顧客からの前受金であります。
当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、24,639千円
であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用
し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額

109円19銭
- (2) 1株当たりの当期純損失

△19円32銭

11. その他の注記

該当事項はありません。

12. 重要な後発事象に関する注記
(連結子会社の吸収合併)

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるmoto株式会社を吸収合併（以下「本合併」といいます。）することを決議しましたが、2026年6月29日の取締役会において、本合併を中止することを決議いたしました。

個別注記表

計算書類の訂正について

当社は、個別計算書類に含まれる受取配当金及び関係会社株式に関する会計処理に誤りが存在することが、令和8年5月26日の個別計算書類の取締役会承認後に判明したため、当該誤りを訂正した個別計算書類を改めて作成し、以下の注記を訂正しました。また、重要な後発事象に関する注記も更新しております。

- ・会計上の見積りに関する注記
- ・貸借対照表に関する注記のうち担保に供している資産の金額
- ・損益計算書に関する注記の関係会社との取引高注記
- ・税効果会計に関する注記
- ・関連当事者との取引に関する注記
- ・1株当たり情報に関する注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物および建物附属設備については、定額法、その他は定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

10年

工具、器具及び備品

4年～15年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担する金額を計上しております。

- 15 -

個別注記表

- (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該 履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。
- イ. 広告配信サービス

主に広告配信時に履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。
- ロ. 広告関連サービス、その他サービス

データ等の納品物を提供するサービスについては顧客に納品した時点で、履行義務を充足したものと判断し収益を認識しております。また、ライセンスの提供を行うサービスについては、提供期間に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1)当事業年度に計算書類に計上した金額

関係会社株式 142,037千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式は、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。株式会社EGGの関係会社株式の実質価額は、将来の事業計画に基づいた超過収益力等を反映した金額を基礎として算定しております。当該関係会社株式の帳簿価額と実質価額を比較した結果、実質価額が帳簿価額を著しく下回っていないため、評価損を認識しておりません。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

関係会社株式の回収可能性の評価は、各関係会社の事業計画を基礎としております。事業計画には、将来の売上予測、人員計画を主要な仮定として織り込んでおります。

(3)翌事業年度の計算書類に与える影響

見積りの前提とした主要な仮定に変更が生じた場合には、関係会社株式評価損の計上が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式	37,325千円
計	37,325千円

② 担保に係る債務

長期借入金	7,000千円
計	7,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,385千円
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	2,914千円
短期金銭債務	19,776千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	19千円
仕入高	38,832千円

営業取引以外の取引による取引高 39,895千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式3,803,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式－株
- (3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等
該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式90,000株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,539千円
ソフトウェア	32,638
関係会社株式評価損	219,906
税務上の繰越欠損金	96,346
減損損失	18,033
その他	2,235
繰延税金資産小計	373,700
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△96,346
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△277,353
評価性引当額小計	△373,700
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	6,312
繰延税金負債合計	6,312
繰延税金負債純額	6,312

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	moto株式会社	所有 直接100.0	資金の借入	資金の借入	110,000	－	－
				資金の返済	110,000	－	－
				利息の支払	706	－	－
			配当金の受 取	配当金の受 取	39,189	－	－
子会社	株式会社EGG	所有 直接100.0	広告取引	広告取引	38,832	買掛金	19,776

取引条件及び取引条件の決定方針
(注) 1. 資金の借入に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 広告取引については、当社と関連を有しない会社との取引と同様に、取引規模を総合的に勘案し交渉のうえ決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
4. moto株式会社（以下、「moto社」という。）からは配当金を110,000千円受領しており、39,189千円を受取配当金として営業外収益に計上し、残額はmoto社の株式の簿価を減額しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額

111円37銭
- (2) 1株当たりの当期純損失

△11円82銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるmoto株式会社を吸収合併（以下「本合併」といいます。）することを決議しましたが、2026年6月29日の取締役会において、本合併を中止することを決議いたしました。